

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 6 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 18 件 |
| 国民年金関係 | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 13 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から51年3月まで

勤めた会社は厚生年金保険の無い会社だったので、父親が市役所に国民年金のことを聞きに行った際、職員に「年金は継続した方が良い、継続をしないと意味がない。」と国民年金の加入を勧められた。その後、父親と二人で市役所に行き、加入手続を行った時に年金窓口の職員から「未納期間の保険料を納付すれば年金は継続する。」と言われた。父親は職員に勧められたとおり保険料を納付していたはずなので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間であり、申立期間直前の2か月間は国民年金に未加入であるものの、国民年金加入期間において保険料が未納とされているのは申立期間のみである。

また、申立人の国民年金手帳記号番号及びその前後の記号番号の任意加入被保険者のオンライン記録における資格取得日から、申立人の国民年金加入手続が行われたのは昭和51年9月頃とみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、「父親が市役所の職員から『年金は継続をしないと意味がない。』と言われ、父親と二人で市役所に行き加入手続を行った際には、職員から『未納期間の保険料を納付すれば年金は継続する。』と言われたので、父親が『助けてやる。』と言って申立期間の保険料を納付してくれた。」と当時の状況を具体的に記憶している上、A市によると、被保険者が過年度保険料の納付を希望した場合、社会保険事務所（当時）に連絡し、被保険者に納付書を送付するように依頼していたとしていることから、父親が送付された納付書で

申立期間の保険料を納付していたと考えるも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び⑤に係る標準報酬月額記録については、平成14年12月から16年9月まで24万円、17年4月から18年12月までは22万円、19年1月から同年8月までは30万円、同年9月から20年12月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。一方、事業主は、申立期間⑤に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②から④まで及び申立期間⑥から⑬までに係る標準賞与額に係る記録については、申立期間②は30万5,000円、申立期間③は20万円、申立期間④は34万5,000円、申立期間⑥は23万円、申立期間⑦は37万3,000円、申立期間⑧は31万9,000円、申立期間⑨は35万円、申立期間⑩は33万円、申立期間⑪は36万4,000円、申立期間⑫は38万7,000円、申立期間⑬は26万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年12月から16年9月まで
② 平成15年7月25日
③ 平成15年12月25日
④ 平成16年7月23日
⑤ 平成17年4月から20年12月まで
⑥ 平成17年7月25日
⑦ 平成17年12月22日
⑧ 平成18年7月25日

- ⑨ 平成18年12月25日
- ⑩ 平成19年7月25日
- ⑪ 平成19年12月25日
- ⑫ 平成20年7月25日
- ⑬ 平成20年12月25日

申立期間①については、平成16年10月から親会社のA社で勤務した。B社とA社の給料は同じぐらいだったが、年金記録では、両社の標準報酬月額が大きく相違した記録となっている。申立期間⑤については、平成20年分源泉徴収票の給与支払金額を月割りした金額と年金記録が相違している。また、申立期間②から④まで及び⑥から⑬までについては、賞与が支給されたが、賞与の記録が無い。申立期間①から⑬までについて、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び⑤について、申立人は、当該期間に係る給与支給明細書を所持していないが、申立人から提出された銀行取引明細表により、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）より多い給与振込額が確認できる。

また、課税庁から提出された課税資料において確認できる年間支払金額及び社会保険料控除額並びに複数の同僚の給与支給明細書において確認できる保険料控除額の推移から判断すると、申立人は、平成14年12月から16年9月までは24万円、17年4月から18年12月までは22万円、19年1月から同年8月までは30万円、同年9月から20年12月までは28万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、申立期間①について、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立人の申立期間⑤に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、資料が無く不明としているが、申立人から提出された銀行取引明細表、課税庁から提出された課税資料及び複数の同僚の給与支給明細書から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保

険事務所に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④、⑥、⑦、⑪及び⑫について、申立人は、当該期間に係る賞与支給明細書を所持していないが、申立人から提出された銀行取引明細表により、当該期間においてB社から賞与支給月以外の月の約2倍強の振込額（給与と合算振込）が確認できることから、当該期間において申立人に対し賞与が支給されていたことが認められる。

また、課税庁から提出された当該期間の課税資料による年間支払金額及び社会保険料控除額並びに同僚の賞与支給明細書から確認できる賞与の支給額、振込額及び保険料控除額から判断すると、申立期間④は34万5,000円、申立期間⑥は23万円、申立期間⑦は37万3,000円、申立期間⑪は36万4,000円、申立期間⑫は38万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間②、③、⑧、⑨、⑩及び⑬については、申立人は賞与支給明細書を所持しておらず、課税庁の課税資料もないことから賞与支給額及び保険料控除額が確認できない。

しかしながら、申立人から提出された銀行取引明細表により、銀行振込額（合算）は、賞与支給月以外の月の銀行振込額の約2倍の金額が確認でき、賞与の支給がうかがえること、申立人の平成16年分、17年分及び20年分の課税資料から賞与の保険料控除額が推認できること、当該期間において複数の同僚の賞与支給明細書から賞与支給額及び保険料控除額が確認できることから判断すると、申立人についても賞与が支給され、その賞与から事業主により厚生年金保険料を控除されていたと考えるのが自然である。

したがって、当該期間の銀行振込額（合算）から賞与支給月の前後の給与振込額の差額の金額を同僚の賞与振込額と比較して見込まれる標準賞与額は、申立期間②は30万5,000円、申立期間③は20万円、申立期間⑧は31万9,000円、申立期間⑨は35万円、申立期間⑩は33万円、申立期間⑬は26万8,000円が妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から④まで及び申立期間⑥から⑬までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年9月26日から37年4月1日まで
② 昭和37年5月1日から44年7月17日まで

申立期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金をもらった覚えは無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年11か月後の昭和46年6月18日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②から支給決定日までの間に約2か月間勤務したA社における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているところ、申立人は、「B社（申立期間②）及び承継会社のA社で、料理賄いや電話番号などとして勤務した。」と述べており、申立人が、支給決定日より近いA社の勤務期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金被保険者原票及び同被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の生年月日は誤って記録されており、脱退手当金の裁定請求があれば訂正されるところ、訂正されていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月5日から36年4月30日まで
② 昭和36年4月30日から同年5月21日まで

「確認はがき」が届いたので確認したところ、脱退手当金を受給したことになっていることを知った。受け取った覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年7か月後の昭和37年12月11日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間②の後に勤務した2事業所の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、4回の被保険者期間のうち、直近の2回の被保険者期間をいずれも失念するとは考え難い上、未請求となっているA社（申立期間②の直後に勤務。）の被保険者期間と申立期間①及び②の被保険者期間は同一番号で管理されていたにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

愛知厚生年金 事案6133

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月6日から39年2月26日まで

日本年金機構から届いた確認はがきを見て、A社の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給したことになることを知った。同社在職中の昭和39年初旬に妊娠し、休職している間に同社は倒産した。出産を終え、同社に行った際、既に同社は無くなっていた。

脱退手当金をもらった覚えは無いので、支給済みの記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、2回の被保険者期間のうち、最初に勤務した事業所の被保険者期間を申立人が失念するとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定された昭和39年9月15日には、既に国民年金に加入し保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間④に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月1日から29年4月1日まで
② 昭和29年4月9日から同年10月6日まで
③ 昭和29年12月1日から33年3月14日まで
④ 昭和35年11月2日から41年9月17日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間①、②、③及び④については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④の脱退手当金は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年8か月後の昭和43年5月24日に支給決定されたこととなっており、事業主が脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票の氏名は変更処理がされておらず旧姓のままであり、当該期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和41年12月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

一方、申立期間①、②及び③については、A事業所の厚生年金保険被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年3月14

日の前後2年以内に資格喪失した受給資格のある女性11人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7人に支給記録があり、そのうち6人は、資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があったものと考えられる。

また、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月半後の昭和33年9月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、同年7月から54年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。また、同年4月から62年3月までの国民年金保険料については、免除され、その後、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から同年6月まで
② 昭和53年7月から54年3月まで
③ 昭和54年4月から62年3月まで

昭和63年頃に同居していた義妹が、私の国民年金の加入手続を行ってくれるとともに、申立期間①の3か月分の保険料を遡って納付し、申立期間②及び③の53年7月以降の分については、私が病気で働くことができず、家族も多かったため、遡って免除申請をしてくれており、その後も平成元年頃まで保険料を免除してもらっていた。

また、将来のことを考え、平成元年春頃から、毎月の保険料を納付するようになり、免除を受けていた保険料のうち、時効にかからない申立期間③の昭和54年4月以降の分についても半年ごとに半年分ずつ追納を始め、平成11年頃に41万円ぐらいを納付して免除を受けていた保険料の追納を全て終えた。

未納とされている申立期間の記録を納付済期間や免除期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、義妹が昭和63年頃に申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間①の保険料を遡って納付し、申立期間②及び③の保険料は遡って免除申請したとしており、その後、平成元年春頃から申立人自身が、毎月の保険料納付とともに、時効が成立していなかった申立期間③の保険料について分割による追納を開始し、11年頃に残りの期間の保険料41万円ぐらいを追納したとしてい

るところ、申立人の加入手続時期については、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の主張する時期より若干早いものの、おおむね一致する昭和62年10月に行われており、その際に遡って53年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、申立期間①については、上記加入手続が行われた昭和62年10月の時点において、既に時効（2年）が成立しており、保険料を遡って納付することはできなかったと考えられる。

また、申立期間②及び③については、A市によると、当時、免除の始期の取扱いを「申請のあった日の属する月前における直近の基準月」としていたことからのことから、加入手続時点において、遡って免除承認を受けることはできず、免除承認を受けていない申立期間③の保険料を追納することはできなかったと考えられる。

さらに、オンライン記録及びA市の国民年金情報検索システムにおいて、申立期間①、②及び③の保険料が、納付、免除及び追納されていた形跡は見当たらない一方で、i) 加入手続時点である昭和62年10月において、現年度保険料となる申立期間③直後の同年4月から同年9月までの期間が現年度納付されていること、ii) 同年10月から平成5年3月までの期間が当初免除期間とされており、当該期間のうち、昭和62年10月から平成2年5月までの保険料が4年12月から8年11月にかけて10回にわたり追納され、残る2年6月から5年3月までの保険料44万2,640円が12年3月及び同年8月に納付されていることが確認できることから、申立人の申立期間に係る記憶は、これらの手続と混同しているものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間③の追納に係る資料として、申立人の扶養者である弟の平成10年度から15年度までの市民税・県民税特別徴収税額の通知書に係る社会保険料の金額表を提出し、このうち、11年度の世界保険料額が他の年度の金額に比較して多額となっていることから、平成11年頃に納付した追納保険料（41万円ぐらい）の証拠となるのではないかとしているが、追納の時効は10年とされていることから、当該社会保険料額に申立期間③に係る追納の金額が含まれているとは考え難い。

このほか、申立期間の保険料が、納付、免除及び追納されていたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料が、納付、免除及び追納されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、同年7月から54年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。また、同年4月から62年3月までの国民年金保険料を免除され、その後、追納していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3050

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年8月まで

A町（現在は、B市）にC公会堂ができた昭和36年頃、国民年金制度が始まったので、同公会堂で加入手続をして、保険料も同公会堂へ毎月納付に行っていた。同公会堂に地域の区長がいて保険料を納付すると台帳のようなものに印を押していた。

保険料を納付したことが分かるものは無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入し、保険料を納付していたとしている。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、夫が恩給の受給権者であったとしていることから、配偶者である申立人は国民年金に加入義務のない任意加入対象者であったとみられるところ、B市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても、申立人は昭和46年9月23日に任意加入被保険者として被保険者資格を取得したとされており、任意加入対象者については遡って被保険者資格を取得することができないことから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのはこの頃とみられ、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月から同年12月まで

私は、退職(平成10年1月20日)後の国民年金の加入手続を自身では行っておらず、誰が行ったのか分からないが、保険料が未納との通知が届いていれば必ず納付したはずである。申立期間の保険料の納付時期、納付金額、納付場所については覚えておらず、納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、平成4年12月3日(厚生年金保険被保険者資格取得日)に国民年金被保険者資格を喪失し、基礎年金番号導入(9年1月)後の10年1月21日(厚生年金保険被保険者資格喪失日)に第1号被保険者資格を取得し、11年7月27日に第3号被保険者に種別変更(13年2月15日に事務処理されている。)したとされている。A市の申立人に係る資格内容照会の資格履歴表示を見ると、「届出日 H13 01 24、号種種別 1号強制、得喪日 H10 01 21、得喪事由 もれ」及び「届出日 H13 01 24、号種種別 3号3A、得喪日 H11 07 27、得喪事由 号種変更」と記載されていることが確認できることから、申立期間の加入手続が同市で13年1月24日に行われ、社会保険事務所(当時)で同年2月15日に事務処理が行われたものとみられる。納付記録を見ると、申立期間直後の11年1月から同年6月までの保険料が13年2月27日に過年度納付されており、当時、社会保険事務所から時効が成立していない当該期間の過年度納付書が送付されたものと推認されるが、この事務処理日を基準とすると、申立期間は時効により納付書が送付されることはなく、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、オンライン記録、A市の国民年金全件リスト及び同市の納付記録照会の国民年金納付記録共に、申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬は無く、不自然な点は見受けられない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年11月から13年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月から13年10月まで

私は、平成12年*月に20歳になった時、父親がA町（現在は、B市）役場で国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料は、父親が同町役場から送付されてきた納付書により、申立期間1年分をまとめてC農協D支店で納付したと聞いていた。その後、私が学生であったため保険料納付をやめていたが、2年目以降の保険料を納付するよう自宅で係の人の訪問を受けた際、自分は学生であるため納付できないので就職したら納付することを伝え、納付した1年分の保険料を返してくれるよう依頼したが認められず、納付したままであった。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料が未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は、加入手続後、申立期間の国民年金保険料をA町役場から送付されてきた納付書により、C農協D支店で1枚の納付書でまとめて納付したとしているところ、聴取の過程でまとめて納付した期間は申立期間の1年分だったのか、平成12年度の5か月分だったのか記憶は定かではなく、納付時期も覚えていないとしていることから申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、父親は、申立期間の保険料として約12万円から13万円を納付したとしているが、当該期間の保険料は15万9,600円であり、父親の主張する保険料額と相違する。

さらに、B市によれば申立期間当時、前納は年度単位で行っており、年度途中からの前納及び年度をまたぐ前納はできないとしていることから、父親が申

立期間の保険料を1枚の納付書でまとめて納付したとは考え難い。

加えて、父親は、申立人の妹についても申立人と同様に20歳になった時に国民年金の加入手続きを行い、A町から送付された納付書により1回で国民年金保険料をC農協D支店で納付したとしており、オンライン記録によれば、申立人の妹が20歳になった平成15年*月から16年3月までの期間の保険料が16年2月18日にまとめて納付されていることが確認でき、この金額が11万9,700円となることから、父親が送付された納付書により約12万円から13万円を納付したとする記憶は、申立人の妹の保険料であった可能性も否定できない。

このほか、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から同年7月まで

私は、周囲の人から保険料を納めないと将来年金がもらえないと聞いていたので、退職（平成7年5月29日）後、再就職（同年8月1日）した前後頃に母親と一緒にA市役所に行き、初めて国民年金加入手続を行った。その際、同市役所の窓口で国民年金保険料を空きがないように全部納付した。手続状況等ははっきり覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、再就職（平成7年8月1日）した前後頃に母親と一緒にA市役所で国民年金加入手続を行い、その手続の際に同市役所の窓口で国民年金保険料を空きがないように全部納付したとしているところ、申立人に代わって加入手続及び保険料を納付したとする母親は、市役所に一緒に行ったこと以外覚えていないとしている上、申立人は、加入手続及び保険料納付を行った時期を明確に覚えておらず、申立期間の保険料の納付金額についての記憶も無いことから、加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録、国民年金記号番号払出簿及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の国民年金手帳記号番号は、当初勤務していた会社を退職した後の平成6年9月6日にA市に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を同年*月*日（20歳到達日）とする事務処理が行われものとみられる。申立人は、7年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことから同日、国民年金被保険者資格を喪失し、再取得したのは基礎年金番号導入

(9年1月)後の11年7月1日とされている。このことは、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録(1)欄に、「被保険者となった日 6年*月*日、被保険者でなくなった日 7年4月1日、被保険者となった日 11年7月1日」と記載され、それぞれA市と押印されていることとも符合する。このため、申立期間は国民年金に未加入となることから、申立人は申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人に対して平成8年6月7日に納付書が発行され、同年8月22日に申立期間前の6年*月(20歳到達)から7年3月までの保険料が過年度納付されたことが確認でき、申立人が納付していなかった保険料を全部まとめて納付したとする記憶は当該期間の保険料であった可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月1日から29年9月1日まで
② 昭和31年9月26日から32年1月5日まで
③ 昭和33年1月31日から同年2月1日まで

私は、申立期間①においてA社に引き続き勤務していたが、厚生年金保険の記録が空白となっている上、一部B社の記録が混在している。また、申立期間②及び③において同社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が空白となっている。

厚生年金保険料を給与から控除されていたことを証明する資料は無いが、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、「台風による冠水のため、当時の資料は残っておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は不明。」と回答しており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の同社における勤務期間等については確認できない。

また、申立人は、申立期間①当時の同僚の名前を覚えておらず、当該期間においてA社の厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、いずれも申立人を覚えていないと証言していることから、申立人の当該期間における勤務実態についても確認できない。

一方、健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格の取得日及び喪失日の記録は、いずれも一致していることが確認できる。

なお、申立人は、申立期間①について、当該期間の一部（昭和28年11月25日から29年5月1日までの期間及び同年8月20日から同年9月1日までの期間）において厚生年金保険被保険者記録があるB社ではなくA社に引き続き勤務していたと主張しているものの、その裏付けとなるB社に入社した時期及びA社を退職した時期に係る記憶が曖昧である。

申立期間②及び③について、B社は、「当時の資料は残っておらず、当時の事務担当者も亡くなっているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は不明。」と回答している。

また、申立人は、申立期間②及び③当時の同僚の名前を覚えておらず、B社において当該期間に厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、いずれも申立人を覚えていないと証言していることから、申立人の当該期間における勤務実態については確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6136

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から42年12月26日まで
脱退手当金の支給を受けた記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和43年2月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえ、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

愛知厚生年金 事案6137

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月9日から38年12月30日まで
脱退手当金をもらったことになっているが、もらった覚えは無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和39年5月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえ、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月6日から33年8月12日まで

日本年金機構から届いた確認はがきを見て、申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給したことになっているのを知ったが、もらった記憶は無いので脱退手当金支給済みの記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後8ページに記載されている女性84人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年8月12日の前後2年以内に資格喪失し脱退手当金の受給要件を満たす10人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員について支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされているほか、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年10月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6139

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月20日から41年12月31日まで

私は、ねんきん特別便などのお知らせで、脱退手当金を受け取った記録になっていることを知り疑問に思っていた。今回、日本年金機構からの確認はがきを受け取って、改めて、支給記録に疑問を持った。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の婚姻前の住所地及び父親の氏名が記されている上、脱退手当金支給決定伺には、隔地払いされたこと、申立人が勤務していた事業所名及び当該勤務期間が記されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月26日から45年8月13日まで
② 昭和45年11月4日から47年1月27日まで

A社を退職後に脱退手当金を受給した記録になっているが、将来の年金の必要性を理解していたので申請などはしていない。B社の勤務期間を残した受給記録そのものが不自然である。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金の脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金裁定伺が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人による領収書も現存しているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえ、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

愛知厚生年金 事案6141

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月3日から33年1月20日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録は、脱退手当金が支給されたこととされている。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査して申立期間について、年金額に反映される厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年1月20日の前後2年以内に資格喪失した者54人のうち、脱退手当金の受給資格を有する者42人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、26人に支給記録があり、うち17人が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、支給記録のある複数の者は、事業所が請求手続きをしてくれたと証言していること、及び当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6142

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月13日から41年7月21日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した受給資格のある女性22人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、16人に支給記録が確認でき、そのうち13人が資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があったものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和41年9月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6143

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月26日から42年2月11日まで
② 昭和42年3月5日から46年4月1日まで

私は、平成19年頃、社会保険事務所（当時）に行くまで、脱退手当金という言葉が知らなかった。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、脱退手当金裁定請求書によると、社会保険事務所は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和46年5月12日に当該裁定請求書を受理し、同年5月18日に支給決定、同年5月26日に支払を行ったことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6144

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月15日から41年3月31日まで
② 昭和41年5月9日から42年9月1日まで

私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、脱退手当金裁定請求書によると、社会保険事務所（当時）は、昭和43年4月3日に当該裁定請求書を受理し、同年7月3日に支給決定、同年7月19日に支払を行ったことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6145

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月23日から35年4月22日まで

私は、会社を辞める時に無断で寮を飛び出し、電話で退職を申し出た。退職前の説明などの機会は無かったし、脱退手当金の制度があることも知らなかった。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した受給資格のある女性69人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、62人に支給記録があり、その全員について資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされている上、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和35年9月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月25日から29年5月1日まで
② 昭和29年8月20日から31年9月26日まで
③ 昭和32年1月5日から33年1月31日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和33年5月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給することはできなかつたことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者期間が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6147

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から同年4月28日まで
② 昭和33年4月29日から37年3月21日まで
③ 昭和37年4月1日から43年12月31日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金裁定請求書、厚生年金保険被保険者記録（回答）及び脱退手当金支給決定伺によると、社会保険事務所（当時）は、昭和44年4月30日に請求書を受理し、同年6月9日に被保険者記録（回答）を受付、同年6月14日に支給決定、同年6月30日に隔地払いしたことが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和44年6月30日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。